

○厚生労働省令第百二十九号

労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）第一百条第一項の規定に基づき、及び同法を実施するため
、電離放射線障害防止規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年十月十一日

厚生労働大臣 小宮山洋子

電離放射線障害防止規則の一部を改正する省令

電離放射線障害防止規則（昭和四十七年労働省令第四十一号）の一部を次のように改正する。

「第八章 健康診断（第五十六条—第五十九条）

目次中

第九章 雜則（第六十条—第六十二条）

」を 第八章 健康診断（第五十六条—第五十九
目次中 指定緊急作業従事者等に係る記録

第十章 雜則（第六十条—第六十二条）

条)

等の提出（第五十九条の二）に改める。

第六十二条中「第五十四条第四項」の下に「、第五十九条の二」を加える。

第九章を第十章とし、第八章の次に次の一章を加える。

第九章 指定緊急作業従事者等に係る記録等の提出

(指定緊急作業従事者等に係る記録等の提出)

第五十九条の二 事業者は、厚生労働大臣が指定する緊急作業（以下この条及び様式第三号において「指定緊急作業」という。）に従事し、又は従事したことのある労働者（様式第三号において「指定緊急作業従事者等」という。）について、当該労働者が指定緊急作業又は放射線業務に従事する期間（当該労働者が法第六十六条第四項の規定による指示に基づく健康診断を受けることとされている場合には、当該健康診断を実施すべきとされた期間を含む。）に受けた健康診断に係る次の各号に掲げる当該健康診断の結果の記録を作成したときは、遅滞なく、その写し（当該記録が、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）で作成されている場合にあつては、当該電磁的記録を電磁的記録媒体に複写したもの）を、厚生労働大臣に提出しなければならない。

一 安衛則第五十一条に規定する健康診断個人票（安衛則第四十四条第一項及び第四十五条第一項の健康診断並びに法第六十六条第四項の規定による指示を受けて行つた健康診断の結果の記録に限る。）（安衛則様式第五号）

二 第五十七条に規定する電離放射線健康診断個人票（様式第一号）

2 事業者は、次の各号に掲げる労働者の区分に応じ、第八条第三項又は第五項の規定による測定又は計算の結果に基づき、第九条第二項に規定する厚生労働大臣が定める方法により算定された当該労働者の線量及び第四十五条第一項の規定による記録その他の必要事項を記載した線量等管理実施状況報告書（様式第三号）を作成し、当該各号に定める日に、書面又は電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によつては認識することができない方法をいう。）に係る記録媒体により厚生労働大臣に提出しなければならない。

一 指定緊急作業に従事する労働者 每月末日（当該労働者が指定緊急作業に従事する間に限る。）

二 放射線業務（指定緊急作業を除く。）に従事する労働者 三月ごとの月の末日（当該労働者が放射線業務（指定緊急作業を除く。）に従事する間に限る。）

様式第三号を次のように改める。

指定緊急作業従事者等に係る線量等管理実施状況報告書

フリガナ		生年月日	年月日	個人番号	
氏名		性別	男・女	緊急作業従事以前の累積被ばく線量	
住所		電話 ()			
緊急作業時の所属事業場の名称					
緊急作業時の所属事業場の所在地		電話 ()			
現在の所属事業場の名称					
現在の所属事業場の所在地		電話 ()			
対象期間	年	月分	通常・指定緊急作業区別	通常	指定緊急
対象月分 累積線量	外部被ばく実効線量	(mSv)	作業の場所		
	眼の水晶体の等価線量	(mSv)			
	皮膚の等価線量	(mSv)			
内部被ばく 測定結果	預託線量	(mSv)	作業の内容		
	測定期日				
	摸取日				
主要核種ごとの測定値	核種				
	測定値	(Bq)			
	核種				
	測定値	(Bq)			
	核種				
測定値	(Bq)				

備考

- 外国人の場合、「氏名」の欄は、漢字表記を持たない外国人の場合はローマ字表記で記載するとともに、「住所」の欄には、現住所のほか、母国における住所及び国籍を記入すること
- 「個人番号」の欄は、事業者が指定緊急作業従事者等の線量等の管理を行うため、これらの者に対し、個人を識別するために番号を付与した場合に記入すること
- 「住所」、「緊急作業時の所属事業場の名称」、「緊急作業時の所属事業場の所在地」、「現在の所属事業場の名称」及び「現在の所属事業場の所在地」の欄は、前回の報告から変更があった場合に記入すること
- 「対象期間」の欄は、指定緊急作業従事者等が、
 - 指定緊急作業に従事する間は、一箇月分を対象期間とすること（提出は、当該対象期間とする月の翌月末日）
 - 放射線業務（緊急作業を除く。）に従事する間は、三箇月分を対象期間とし、「月分」の欄に、その期間が分かるよう記入すること（提出は、当該対象期間の満了の月の翌月末日）
- 「作業の場所」及び「作業の内容」は指定緊急作業の場合のみ記入すること
- 外部被ばくの実効線量の日々の値を把握している場合には、報告対象月分の一日ごとの被ばく線量について、測定開始日時、測定終了日時及びその間の実効線量の一覧を添付すること

附 則

(施行期日)

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第二条 この省令の施行の日前に、指定緊急作業従事者等（同令による改正後の電離放射線障害防止規則（以下「新規則」という。）第五十九条の二第一項に規定する「指定緊急作業従事者等」をいう。以下同じ。）が指定緊急作業（同項に規定する「指定緊急作業」をいう。以下同じ。）又は放射線業務に従事していた期間（当該労働者が労働安全衛生法第六十六条第四項の規定による指示に基づく健康診断を受けることとされていた場合には、当該健康診断を実施すべきとされた期間を含む。）に受けた健康診断の結果の記録については、新規則第五十九条の二第一項中「当該労働者が指定緊急作業又は放射線業務に従事する期間（当該労働者が法第六十六条第四項の規定による指示に基づく健康診断を受けることとされている場合には、当該健康診断を実施すべきとされた期間を含む。）に受けた健康診断に係る次の各号に掲げる当該健康診断の結果の記録を作成したときは、遅滞なく、その写し」とあるのは「平成二十三年十一月三十日

までに、当該労働者の健康診断の結果の記録の写し」と読み替えて、同項の規定を適用する。

2 新規則第五十九条の二第二項（各号を除く。）の規定は、この省令の施行の日前に、指定緊急作業従事者等（同項各号に掲げる者を除く。）を使用していた事業者についても適用する。この場合において、同項中「次の各号に掲げる労働者の区分に応じ」とあるのは「その使用していた労働者について」と、「当該各号に定める日」とあるのは「平成二十三年十月三十一日まで」とする。